



公共下水道の事業認可変更  
(田原処理区・赤羽根処理区)

田原市では、住みよい環境づくりを目指して、下水道整備を進めています。今回、公共下水道整備の拡大をするにあたり、認可区域の変更案の縦覧を行います。田原市の住民および利害関係者は、縦覧期間内に限り市長に意見を提出することができます。

縦覧期間 2月14日(火)～27日

(月)土・日を除く水道事務所執務時間内 縦覧場所 下水道課(田原市水道事務所内)

下水道課 23局3525

FAX 22局3184

予定拡大区域

汚水	
やくま台地区	約19ha
衣笠地区	約27ha
中央公園予定地	約15ha
計	約61ha

  

雨水	
東部排水区	約4ha
安原崎排水区	約2ha
計	約6ha

# 税

TAX

休日における

確定申告の受け付け

豊橋税務署では、2月の休日の2日間、確定申告の相談・申告書の受け付けを行います。

日時 2月19日(日)・26日(日)

午前9時～正午・午後1時～5時 / ただし、混雑の状況により早めに終了する場合があります 場所 豊橋税務署(豊橋合同庁舎1階大会議室) その他 詳しくは直接お問い合わせください

豊橋税務署

(0532)52局6201

FAX (0532)54局5990

確定申告書の作成

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、所得税・消費税の確定申告書が作成できます。作成した申告書に添付書類を添えて郵便などで税務署へご提出ください。詳しくは直接お問い合わせください。

国税庁ホームページ

http://www.nta.go.jp

豊橋税務署

(0532)52局6201

FAX (0532)54局5990

軽自動車の異動届

オートバイ・トラクター・軽自動車などにかかる軽自動車税は、毎年4月1日現在の「台帳上の所有者」に課税されます。売却・譲渡・下取り・解体・盗難などにより所有しなくなった場合、または所有者が死亡した場合には、必ず届け出をしてください。届け出がないと「台帳上の所有者」としていつまでも課税されます。詳しくはお問い合わせください。

原動機付自転車(排気量125cc以下)、小型特殊自動車(トラクター、フォークリフトなど)は、市役所税務課まで 軽自動車・オートバイ(126cc以上)は、渥美家用自動車組合まで

税務課 23局3509

FAX 23局0180

渥美家用自動車組合

22局0746 FAX 22局4823